

朝来市と雇用対策協定を締結

令和6年10月4日（金）、朝来市と厚生労働省兵庫労働局は、より緊密に連携して雇用対策に取り組むため、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づく「雇用対策協定」を締結しました。

協定の目的

朝来市のまちの未来像「人と人がつながり幸せが循環するまち」～対話で拓く朝来市の未来～の推進に向けて連携し、市内企業等の人材確保や、多様な人材に応じた就業支援において、国と地方公共団体がそれぞれの役割を果たすとともに、一体となって地域の課題に取り組むこと。



朝来市雇用対策協定書

第1条（目的）

この協定は、朝来市（以下「市」という。）と厚生労働省兵庫労働局（以下「労働局」という。）が、密接な連携のもとに市内企業の成長発展・人材確保、雇用、労働環境の改善を図り、就業支援を強化するための雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に推進することを目的として締結する。

第2条（事業内容等）

市及び労働局は、前条の目的を達成するため、共通の事業目標のもとに具体的な取組の内容及び実施方法を「朝来市雇用対策協定に基づく事業計画」（以下「事業計画」という。）に定めるものとする。

- 2 前項の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、市及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

第3条（要請）

朝来市長及び厚生労働省兵庫労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

- 2 朝来市長及び厚生労働省兵庫労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

第4条（秘密保守）

この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

第5条（その他）

この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、朝来市長及び厚生労働省兵庫労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 10 月 4 日

朝 来 市 長

藤岡 勇

厚生労働省兵庫労働局長

赤松 俊彦